

(新)

別表第1 (第6条関係)

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助対象経費	
(1) ステップアップ事業	市町村等 第5条の2の 規定により補 助事業者とみ なされたもの	<u>地域団体</u> <u>中小企業等</u> <u>任意団体</u> <u>その他法人</u> <u>ただし、補助金の交付</u> <u>申請時において創業</u> <u>年数3年以内に限る。</u>	<u>3分の2以内</u>	補助対象事業区分	補助対象経費
<u>ア トライアル分</u>				①市場調査等事業	市場調査等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの(⑤の事業に該当する経費を除く。)
<u>イ 通常分</u>		市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	2分の1以内	②商品・技術開発等 事業	商品及び技術の開発等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの(⑤の事業に該当する経費を除く。)
(2) 一般事業		<u>ア 通常分</u>	市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	2分の1以内	③販路開拓・販売促 進等事業
<u>イ 特別分</u>	④観光交流促進等 事業				観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの(⑤の事業に該当する経費を除く。)
	⑤施設・設備等整備 事業				商品の生産、加工、流通、販売等に必要施設、設備、機械等及び体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費であって、知事が必要があると認めたもの(ステップアップ事業にあつては、新たな事業活動又は事業展開を図るために必要となる機器等に限って補助対象経費とし、その経費に対する補助額は、全体の補助額の2分の1を超えない範囲内で、かつ、1件当たりの取得価格が50万円を超えないものとする。)
<u>ウ 雇用重視分</u>	<u>中小企業等</u> <u>任意団体</u> <u>その他法人</u>	<u>3分の1以内</u>	⑥その他事業	知事が必要があると認めた事業に要する経費	

(注1) 「ハード事業」とは、商品の生産、加工、流通、販売等に必要施設、設備、機械等を整備するもの又は体験型若しくは滞在型の観光を推進するために必要な施設、設備等を整備するものをいう。

(注2) ステップアップ事業(トライアル分)は、補助対象事業区分のうち、①及び②が対象。

(注3) 補助の対象とならない経費は、知事が別に定める。

(旧)

別表第1 (第6条関係)

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助対象経費		
(1) ステップアップ事業	市町村等 第5条の2の 規定により補 助事業者とみ なされたもの	市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	<u>2分の1以内</u>	補助対象事業区分	補助対象経費	
(2) 一般事業			<u>ア 一般事業</u> <u>(通常分)</u>	2分の1以内	①市場調査等事業	市場調査等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの(⑤の事業に該当する経費を除く。)
<u>イ 一般事業</u> <u>(特別分)</u>					②商品・技術開発等事業	商品及び技術の開発等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの(⑤の事業に該当する経費を除く。)
					③販路開拓・販売促進等事業	販路開拓及び販売促進等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの(⑤の事業に該当する経費を除く。)
<u>イ 一般事業</u> <u>(特別分)</u>	3分の2以内(中小企業等又はその他法人のうち公益的な法人を除くもの(以下「企業等」という。)が実施する事業のうち、ハード事業(注1)については、2分の1以内)	④観光交流促進等事業	観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの(⑤の事業に該当する経費を除く。)			
		⑤施設・設備等整備事業	商品の生産、加工、流通、販売等に必要施設、設備、機械等及び体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費であって、知事が必要があると認めたもの(ステップアップ事業にあつては、新たな事業活動又は事業展開を図るために必要となる機器等に限って補助対象経費とし、その経費に対する補助額は、全体の補助額の2分の1を超えない範囲内で、かつ、1件当たりの取得価格が50万円を超えないものとする。)			
	⑥その他事業	知事が必要があると認めた事業に要する経費				

(注1) 「ハード事業」とは、商品の生産、加工、流通、販売等に必要施設、設備、機械等を整備するもの又は体験型若しくは滞在型の観光を推進するために必要な施設、設備等を整備するものをいう。

その他補助の対象とならない経費は、知事が別に定める。

(新)

(3) 特別承認事業	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助事業者	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する事業実施主体	3分の2以内。ただし、この補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額（市町村の継ぎ足し補助金等を除く。）との合計は、補助を受けようとする国等の事業の補助対象事業費の3分の2を限度とする。 なお、企業等のハード事業については、「3分の2」とあるのは「2分の1」と読み替えて適用する。	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費
(4) 担い手確保事業	市町村	市町村等 地域団体 中小企業等 その他法人	2分の1以内	担い手を育成するために必要な施設、設備、機械等の経費であって、知事が必要であると認めたもの
(5) 外部人材活用支援事業				
ア グループ型	市町村	市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人 ただし、市町村等以外の場合は、知事が中心事業体（注4）として認めたもの	3分の2以内	外部の専門人材のノウハウ等を活用するために必要な報償費、委託料、活動費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）の経費であって、知事が必要であると認めたもの  (注5) 外部の専門人材に支払われる額（報償費、委託料のうち専門人材の人件費に相当する額、又はこれに類するもの）は、1人当たり1,000千円/月を上限とする。
イ 単独型	市町村 第5条の2の規定により補助事業者とみなされたもの	市町村等 地域団体	2分の1以内	

(注4) 「中心事業体」とは地域の価値を高めるプロジェクトの戦略立案から実行までの中心的な役割を担う事業体をいう。

(旧)

(3) 特別承認事業	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助事業者	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する事業実施主体	3分の2以内。ただし、この補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額（市町村の継ぎ足し補助金等を除く。）との合計は、補助を受けようとする国等の事業の補助対象事業費の3分の2を限度とする。 なお、企業等のハード事業については、「3分の2」とあるのは「2分の1」と読み替えて適用する。	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費
(4) 担い手確保事業	市町村	市町村等 地域団体 中小企業等 その他法人	2分の1以内	担い手を育成するために必要な施設、設備、機械等の経費であって、知事が必要であると認めたもの
(5) 外部人材活用支援事業				
ア グループ型	市町村	市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人 ただし、市町村等以外の場合は、知事が中心事業体（注2）として認めたもの	3分の2以内	外部の専門人材のノウハウ等を活用するために必要な報償費、委託料、活動費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）の経費であって、知事が必要であると認めたもの  (注3) 外部の専門人材に支払われる額（報償費、委託料のうち専門人材の人件費に相当する額、又はこれに類するもの）は、1人当たり1,000千円/月を上限とする。
イ 単独型	市町村 第5条の2の規定により補助事業者とみなされたもの	市町村等 地域団体	2分の1以内	

(注2) 「中心事業体」とは地域の価値を高めるプロジェクトの戦略立案から実行までの中心的な役割を担う事業体をいう。